

静岡市運動型通所サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この基準は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の63の6第1項第2号の規定に基づき、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業（以下「第1号事業」という。）のうち省令第140条の63の2第1項第3号イに規定する旧介護予防通所介護にかかる基準を緩和した事業者によって実施されるサービス（以下「運動型通所サービス」という。）にかかる人員、設備及び運営に関する事項等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 通所介護相当サービス 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業のうち省令第140条の63の2第1項第1号イに規定する旧介護予防通所介護に相当するものをいう。
- (2) 通所介護相当サービス指定事業者 市が指定した通所介護相当サービスを提供する事業者をいう。
- (3) 運動型通所サービス指定事業者 市が指定した運動型通所サービスを提供する事業者をいう。
- (4) 利用料 法第115条の45の3第1項の第1号事業支給費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- (5) 運動型通所サービス基準額 利用料の算定について、別に定める運動型通所サービス基準の例により算定した費用額(当該費用が現に当該事業のサービスに要した費用の額を超えるときは、当該事業のサービスに要した費用の額とする。)
- (6) 法定代理受領サービス 法第115条の45の3第3項の規定により第1号事業支給費が利用者に代わり法第115条の45の3第1項の指定事業者（以下「指定事業者」という。）に支払われる場合の当該第1号事業支給費に係るサービスをいう。
- (7) 介護予防支援事業者等 法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業を行う者及び法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を行う者をいう。
- (8) 要支援認定等 法第32条第1項に定める要支援認定及び省令第140条の62の4第2号

の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準に該当することの判定をいう。

(運動型通所サービスの事業の一般原則)

第3条 運動型通所サービス指定事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 運動型通所サービス指定事業者は、運動型通所サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

第2章 運動型通所サービス

第1節 基本方針

第4条 運動型通所サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第5条 運動型通所サービスの事業を行う者(以下「運動型通所サービス指定事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「運動型通所サービス指定事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下この節から第5節までにおいて「運動型通所サービス従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

(1) 従事者 運動型通所サービスの単位ごとに、当該運動型通所サービスを提供している時間帯に従事者(専ら当該運動型通所サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該運動型通所サービスを提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が15人までの場合にあつては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を10で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(2) 機能訓練指導員 1以上

2 運動型通所サービス指定事業者は、運動型通所サービスの単位ごとに、前項第1号の従事者を、常時1人以上当該運動型通所サービスに従事させなければならない。

3 第1項第2号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該運動型通所サービス指定事業所の他の職務に従

事することができるものとする。

- 4 運動型通所サービス指定事業者が指定通所介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者、指定介護予防通所介護事業者又は通所介護相当サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業、指定地域密着型通所介護の事業、指定介護予防通所介護の事業又は通所介護相当サービスの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、それぞれ指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第93条第1項から第7項まで、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。）第20条第1項から第8項まで、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第97条第1項から第7項まで又は静岡市通所介護相当サービスの人員、設備及び運営に関する基準（以下「通所介護相当サービス基準」という。）第5条第1項から第7項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。ただし、運動型通所サービスの提供を行う時間帯を通じて、専ら当該運動型通所サービスの提供にあたる従業者を置かなければならない。

（管理者）

- 第6条 運動型通所サービス指定事業者は、運動型通所サービス指定事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、運動型通所サービス指定事業所の管理上支障がない場合は、当該運動型通所サービス指定事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

- 第7条 運動型通所サービス指定事業所は、サービスを提供するために必要な場所を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに運動型通所サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項に掲げるサービスを提供するために必要な場所の面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。
- 3 第1項に掲げる設備は、専ら当該運動型通所サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する運動型通所サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 運動型通所サービス指定事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、運動型通所サービスの事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、静岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第23号）第101条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

（説明及び同意）

第8条 運動型通所サービス指定事業者は、運動型通所サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第21条に規定する重要事項に関する規程の概要、運動型通所サービス従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 運動型通所サービス指定事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該運動型通所サービス指定事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

（1）電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 運動型通所サービス指定事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 運動型通所サービス指定事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、運動型通所サービス指定事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

（2）磁気ディスク、シー・ディー・ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事

項を記録したものを交付する方法

- 3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、運動型通所サービス指定事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 5 運動型通所サービス指定事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
 - (1) 第2項各号に規定する方法のうち運動型通所サービス指定事業者が使用するもの
 - (2) ファイルへの記録の方式

- 6 前項の規定による承諾を得た運動型通所サービス指定事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 運動型通所サービス指定事業者は、当該運動型通所サービス指定事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な運動型通所サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の運動型通所サービス指定事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第10条 運動型通所サービス指定事業者は、運動型通所サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定等の有無及び要支援認定等の有効期間を確かめるものとする。

- 2 運動型通所サービス指定事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、運動型通所サービスを提供するように努めなければならない。

(要支援認定等の申請に係る援助)

第11条 運動型通所サービス指定事業者は、運動型通所サービスの提供の開始に際し、要支援認定等を受けていない利用申込者については、要支援認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 運動型通所サービス指定事業者は、介護予防支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定等の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第12条 運動型通所サービス指定事業者は、運動型通所サービスの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。)第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第13条 運動型通所サービス指定事業者は、運動型通所サービスを提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 運動型通所サービス指定事業者は、運動型通所サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(介護予防サービス計画等に沿ったサービスの提供)

第14条 運動型通所サービス指定事業者は、介護予防サービス・支援計画書が作成されている場合は、当該計画に沿った運動型通所サービスを提供しなければならない。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

第15条 運動型通所サービス指定事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(サービスの提供の記録)

第16条 運動型通所サービス指定事業者は、運動型通所サービスを提供した際には、当該運動型通所サービスの提供日及び内容、当該運動型通所サービスについて法第53条第4項及び法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 運動型通所サービス指定事業者は、運動型通所サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料の受領)

第17条 運動型通所サービス指定事業者は、法定代理受領サービスに該当する運動型通所サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該運動型通所サービスに係る運動型通所サービス費用基準額から当該運動型通所サービスに支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 運動型通所サービス指定事業者は、法定代理受領サービスに該当しない運動型通所サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、運動型通所サービスに係る運動型通所サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 運動型通所サービス指定事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) おむつ代

(3) 前2号に掲げるもののほか、運動型通所サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第1号に掲げる費用については、指定介護予防サービス等省令第100条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 運動型通所サービス指定事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第18条 運動型通所サービス指定事業者は、法定代理受領サービスに該当しない運動型通所サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した運動型通所サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第19条 運動型通所サービス指定事業者は、運動型通所サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに運動型通所サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第20条 運動型通所サービス従業者は、現に運動型通所サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(運営規程)

第21条 運動型通所サービス指定事業者は、運動型通所サービス指定事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 運動型通所サービスの利用定員
- (5) 運動型通所サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第22条 運動型通所サービス指定事業者は、利用者に対し適切な運動型通所サービスを提

供できるよう、運動型通所サービス指定事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 運動型通所サービス指定事業者は、運動型通所サービス指定事業所ごとに、当該運動型通所サービス指定事業所の従業者によって運動型通所サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 運動型通所サービス指定事業者は、運動型通所サービス従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第23条 運動型通所サービス指定事業者は、利用定員を超えて運動型通所サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第24条 運動型通所サービス指定事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第25条 運動型通所サービス指定事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 運動型通所サービス指定事業者は、当該運動型通所サービス指定事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(掲示)

第26条 運動型通所サービス指定事業者は、運動型通所サービス指定事業所の見やすい場所に、第21条に規定する重要事項に関する規程の概要、通所介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第27条 運動型通所サービス指定事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 運動型通所サービス指定事業者は、当該運動型通所サービス指定事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすこと

がないよう、必要な措置を講じなければならない。

- 3 運動型通所サービス指定事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第28条 運動型通所サービス指定事業者は、運動型通所サービス指定事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

- 第29条 運動型通所サービス指定事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第30条 運動型通所サービス指定事業者は、提供した運動型通所サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 運動型通所サービス指定事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 運動型通所サービス指定事業者は、提供した運動型通所サービスに関し、法第115条の7第1項及び法第115条の45の7第1項の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 運動型通所サービス指定事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。
- 5 運動型通所サービス指定事業者は、提供した運動型通所サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 運動型通所サービス指定事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携)

第31条 運動型通所サービス指定事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した運動型通所サービスに関する利用者からの苦情に関して市町村が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第32条 運動型通所サービス指定事業者は、利用者に対する運動型通所サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 運動型通所サービス指定事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 運動型通所サービス指定事業者は、利用者に対する運動型通所サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第33条 運動型通所サービス指定事業者は、運動型通所サービス指定事業所ごとに経理を区分するとともに、運動型通所サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(管理者の責務)

第34条 運動型通所サービス指定事業所の管理者は、運動型通所サービス指定事業所の従業員の管理及び運動型通所サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 運動型通所サービス指定事業所の管理者は、当該運動型通所サービス指定事業所の従業者がこの節及び次節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(記録の整備)

第35条 運動型通所サービス指定事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 運動型通所サービス指定事業者は、利用者に対する運動型通所サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 運動型通所サービス計画

(2) 第16条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第19条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第32条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防通所介護の基本取扱方針)

第36条 運動型通所サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 運動型通所サービス指定事業者は、自らその提供する運動型通所サービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。
- 3 運動型通所サービス指定事業者は、運動型通所サービスの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 運動型通所サービス指定事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 運動型通所サービス指定事業者は、運動型通所サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(運動型通所サービスの具体的取扱方針)

第37条 運動型通所サービスの方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 運動型通所サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) 運動型通所サービス指定事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、運動型通所サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した運動型通所サービス計画を作成するものとする。
- (3) 運動型通所サービス計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

- (4) 運動型通所サービス指定事業所の管理者は、運動型通所サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) 運動型通所サービス指定事業所の管理者は、運動型通所サービス計画を作成した際には、当該通所介護相当サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 運動型通所サービスの提供に当たっては、運動型通所サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 運動型通所サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 運動型通所サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (9) 運動型通所サービス指定事業所の管理者は、運動型通所サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該運動型通所サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した運動型通所サービス指定事業者に報告するとともに、当該運動型通所サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該運動型通所サービス計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うものとする。
- (10) 運動型通所サービス指定事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。
- (11) 運動型通所サービス指定事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて運動型通所サービス計画の変更を行うものとする。
- (12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する運動型通所サービス計画の変更について準用する。

(運動型通所サービスの提供に当たっての留意点)

第38条 通所介護相当サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 運動型通所サービス指定事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント(指定介護予防支援等基準第30条第7号に規定するアセスメントをいう)。

以下同じ。)において把握された課題、運動型通所サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。

(2) 運動型通所サービス指定事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。

(3) 運動型通所サービス指定事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

(安全管理体制等の確保)

第39条 運動型通所サービス指定事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業員に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。

2 運動型通所サービス指定事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。

3 運動型通所サービス指定事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。

4 運動型通所サービス指定事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成29年4月1日から施行する。